火山災害対策の巻

総　　則	頁
第1章　総則	1
第1節　想定	1
1　想定火口範囲	2
2　予想される火山現象とその危険性	2
3　火山災害警戒地域の指定	3
第2節　気象庁が発表する火山活動の状況に応じた噴火警報等	3
1　噴火警報・噴火予報（噴火警戒レベル）	3
2　その他の火山現象に関する警報、予報	5
3　火山現象に関する情報等	5
第3節　避難計画	6
1　火山現象の影響想定範囲と避難対象エリア	6
2　避難対象となる範囲	9
3　段階的な避難	10
4　広域避難者の受入れに係る基本事項	11
5　広域避難路の指定	12

発　　災　　前	頁
第2章　災害予防計画（平常時対策）	13
第1節　関係する機関と実施すべき事項（平常時）	13
第2節　情報連絡体制の整備	15
1　異常現象の通報体制	15
2　協議会内の情報伝達体制	16
3　避難に係る情報伝達体制	17
第3節　町の避難計画	17
第4節　避難促進施設	17
1　避難促進施設の指定	17
2　避難促進施設の名称及び所在地等	17
第5節　予防教育及び研修・訓練の実施	18
1　啓発活動	18
2　防災訓練	18

発　　災　　後	頁
第3章　災害応急対策計画	19
第1節　噴火警報・噴火予報の伝達	19
第2節　避難勧告等の基準	20
1　避難の勧告及び避難指示（緊急）の発令	20
2　警戒区域の設定	20
3　入山規制	21
4　住民等の避難	21
5　救出救助	21
6　一時帰宅の実施	22
第3節　町の体制	22
1　配備体制	22
2　火山活動シナリオと防災対応	22
3　災害対策本部の設置	22
4　合同会議の開催	22
5　協議会（または合同会議）との調整	22
第4節　交通の規制	23
1　一般道路の交通規制	23
2　高速道路の交通規制	23
3　鉄道の運行規制	24
第5節　避難者の輸送	25
第6節　広域避難路の除灰等	25
1　除灰等に係る対応	25
第7節　社会秩序維持活動	26
第8節　被害拡大防止対策	26
1　国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所、県、町	26
2　降灰があった地域の住民及び事業者	27
第9節　継続災害対応計画	27
第4章　災害復旧計画	28
第1節　復旧	28
1　復旧対策	28
2　被災者等へのフォロー	28
3　対応の評価と対応マニュアルの見直し等	28

富士山の火山防災計画
第１章　総　　則

この計画は、小山町地域防災計画共通の巻の規定に基づき、噴火の危険性が特に切迫しているわけではないが、富士山が噴火した場合に、町民等の生命、身体及び財産を守るため、必要な予防・応急対策等について定めたものである。

町は、富士山の噴火に備えるため、県が山梨県や神奈川県とともに平成 24 年６月に設置した、周辺市町村、国、火山専門家及び関係機関などで構成する「富士山火山防災対策協議会」の構成市町村として広域避難対策などを検討してきた。

活動火山対策特別措置法に基づく火山災害警戒地域の指定があったことから、平成 28 年３月に、活動火山対策特別措置法に基づく「富士山火山防災対策協議会(以下「協議会」という。)」を設置し、引き続き構成市町村となった。

富士山の火山活動に伴う避難は、協議会が策定した「富士山火山広域避難計画（平成 27 年３月)」（以下、「広域避難計画」という。）に基づき、作成した「小山町富士山噴火に対する避難計画（平成 27 年 3 月)」（以下、小山町避難計画という。）により実施する。関係機関は、小山町避難計画に基づき、あらかじめ必要な防災対応を検討しておく。

本計画に定めのない事項については、共通対策の巻の各計画及び小山町避難計画に基づき実施する。

第１節　想　定

小山町避難計画において前提とする火山現象の規模や範囲は、国の富士山ハザードマップ検討委員会報告書（平成 16 年６月、同委員会）で示されたハザードマップを基本とし、融雪型火山泥流、降灰及び小さな噴石については、新たに実施されたシミュレーションの結果を踏まえて設定する。

この計画の対象とする火山現象は、次の火山現象とする。

表1　本計画で対象とする火山現象

区分	火山活動に直接起因する現象	本計画での対応
富士山ハザードマップ検討委員会	約 3,200 年前以降複数の実績があり、発生頻度が高い現象［火山防災マップが作成済みの現象］ **①火口形成** **②火砕流（火砕サージ）** **③大きな噴石** **④溶岩流** **⑤融雪型火山泥流** **⑥降灰** **⑦降灰後土石流**	**対象とする**
	それ以外の現象 ［災害実績図のみ作成済みの現象］ ・岩屑なだれ（山体崩壊） ［文章による記述のみの現象］ ・水蒸気爆発 ・火山ガス ・空振 ・火山性地震（地殻変動） ・洪水氾濫 ・津波	対象外
その他	富士山ハザードマップ検討委員会で検討されていないが、避難を検討すべき現象［シミュレーションが実施済みの現象］ **⑧小さな噴石**	**対象とする**

1　想定火口範囲

⑴ 約３，２００年前から現在までに形成された火口及びこれらの既存火口と山頂を結んだ線の周辺１㎞の範囲を噴火する可能性のある領域とする。

⑵ 火山活動が観測された場合、噴火が発生する前にあらかじめ避難する必要がある地域である。

2　予想される火山現象とその危険性

現　象	危　険　性　等
噴　石 大きな噴石 小さな噴石	⑴　噴火の際、放出される溶岩または山体を構成する岩石の破片。火山レキ（直径2mm以上）及び火山岩塊（直径64mm以上）を合わせて噴石という。このうち、比較的大きく風の影響を受けにくいものを「弾道を描いて飛散する大きな噴石」、風の影響を受けて遠くまで到達するものを「風の影響を受ける小さな噴石（火山レキ）」と区分している。 ⑵　大きな噴石の直撃を受けると、建物は破損し、人は死傷することがある。特に火口から半径２km以内は、多くの噴石が飛散するため危険である。 ⑶　噴石が到達する可能性のある範囲では、噴火後の避難が困難であるため、噴火が発生する前にあらかじめ噴石の到達範囲外へ避難するか、又は長期間滞在できる準備をした上で堅牢な建物内に避難する必要がある。特に、噴石に対しては風下側でより一層の注意が必要となる。 ⑷　噴石は上空にも飛散することから、火山活動を監視する航空機は注意が必要である。 ⑸　1707年の宝永噴火では、上空の強い西風の影響を受け、火口から約10km離れた小山町須走直径20cm程度の噴石が到達した。さらに20km離れたところでも直径数cmの噴石が到達した。
火砕流・ 火砕サージ	⑴　火砕流は、火山灰、火山弾、火山岩塊などが、高温の火山ガスや取り込んだ空気と一団となって斜面を流下する現象である。 ⑵　火砕サージは、主に熱い空気や火山ガスなどの気体と、火山灰などが混じって高温・高速で斜面を流下する現象であり、火砕流本体より１km程度外側に到達することが想定される。 ⑶　高温の火砕流・火砕サージに巻き込まれると、建物は焼失し、人は死傷する。 ⑷　火砕流は、急傾斜地に火砕丘が形成されるなど発生する条件が整うまでに、ある程度の時間を要すると考えられるが、火砕流の流下速度は時速数十から100㎞以上であり、発生後の避難は困難であることから、火砕流の発生が予測される場合には、あらかじめその到達範囲外に避難する必要がある。
溶岩流	⑴　1,000℃前後の高温の溶岩が斜面を流下する現象である。 ⑵　噴火当初に溶岩流が流出しない場合でも、噴火活動の途中から溶岩流流出に移行する可能性がある。 ⑶　溶岩流の進路にある森林、田畑、建物等は、埋没又は焼失する。 ⑷　溶岩流が流下する範囲で、湿地帯等の水が多い地域では、高圧の水蒸気を閉じ込める作用が働いてマグマ水蒸気爆発が発生することもある。 ⑸　溶岩流の流下速度が時速３km（人が歩く速度と同程度）を超えることはまれで、余裕をもって逃げることが可能であるが、避難開始から完了までの所要時間を考慮すると、火口から３時間以内に溶岩流が到達する範囲では、噴火発生前にあらかじめ避難する必要がある。
融雪型 火山泥流	⑴　積雪期に、火砕流などによって斜面の積雪が融けて流水となり、さらに火砕流堆積物や斜面の土砂を取り込んで、ほぼ谷に沿って流下する現象である。一気に大量の泥流が流れるため、谷をあふれて流れる危険性がある。 ⑵　水深が深い場合には、巻き込まれると、人は死亡（水死等）する可能性が高いが、水深が浅く、流速が小さい区域では、建物の２階以上へ退避すれば安全を確保できる。 ⑶　融雪型火山泥流の流下速度は、時速30から60kmとなり、発生後の避難は困難であることから、発生が予測される場合には、早期の避難が必要となる。
空　振	⑴　噴火に伴う空気の振動が伝わる現象である。人体に対する直接的な影響はないが、山麓周辺では、連続的に建物の窓ガラス等が振動したり、場合によっては割れることもある。
降　灰	⑴　細かく砕けたマグマが空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれた後、降下する現象である。 ⑵　火口の近くでは厚く積もり、遠くに行くにしたがって徐々に薄くなる。 ⑶　ただちに生命に危険が及ぶことはないが、火山灰を吸い込むと、呼吸器系の疾患にかかりやすくなるなどの健康被害のおそれがある。 ⑷　屋根に積もった火山灰の重みにより木造の建物等が倒壊する可能性があることから、除灰を行うか、堅牢な建物への避難が必要となる。特に、堆積した灰が降雨により水分を含んだ場合、その重量が増すため、建物倒壊の可能性が高まる。 ⑸　堆積した火山灰や空気中の火山灰は、道路、鉄道、航空などの交通機関に影響を及ぼすことが考えられ、降灰の状況によっては、その影響は、かなり広い範囲に及ぶ可能性もある。

降灰後土石流	⑴　斜面に積もった火山灰が、その後の雨で流されて、時速50から60km以上の速度で石礫を伴って流下する現象である。 ⑵　降灰堆積厚10cm以上となった渓流において、時間雨量10mm程度以上の降雨があった場合、発生の可能性が高くなる。土石流の到達範囲にある建物等は、破壊される。 ⑶　速度が速いため、発生後の避難は困難である。発生が予測される場合には、土石流の到達が予測される範囲ではあらかじめ避難する必要がある。
火山性地震・地殻変動	⑴　火山性地震は、火山の周辺で起きる震源が浅い地震であり、噴火前や噴火中に多発することがある。 ⑵　火山性地震の多くは身体に感じない小さな地震であるが、時として規模の大きな地震が発生することもあり、場所によっては震度５から６弱程度の強い揺れになるおそれがある。 ⑶　地殻変動は、マグマが地表付近まで上昇することにより、地殻が移動又は変形する現象である。
火山ガス	⑴　マグマに溶け込んでいたガス成分が、気体となって噴き出す現象である。火山ガスの大部分は水蒸気であるが、二酸化硫黄、硫化水素、塩化水素、二酸化炭素等の有毒な成分を含むことがある。 ⑵　富士山で火山ガスによる被害があった記録はなく、被害が発生するほどの多量の有毒な火山ガスが放出される可能性は少ないと考えられる。しかし噴火等によりガスが発生した場合には、火口等のガスの放出場所周辺や窪地などガスがたまりやすいと思われる場所には近づかないなどの警戒が必要である。
洪水氾濫	⑴　火山活動に起因する洪水氾濫は、上流域で多量の降灰が生じた河川において、支川や渓流からの土砂流入によって本川河道の河床が上昇し河川が氾濫する現象である。 ⑵　噴火後の洪水は、土砂が多く含まれているため、水が引いた後も土砂が残留する傾向が強い。
岩屑なだれ・山体崩壊	⑴　強い地震や地表近くまで上昇したマグマの影響、あるいは強い爆発等により、山体の一部が大規模に崩壊する現象が山体崩壊であり、それに伴い斜面を時速100km前後の高速度で流れ下る現象が岩屑なだれである。 ⑵　富士山では約2,500年前の御殿場岩屑なだれなどの発生記録があるが、発生回数は過去１万年に２回程度と極めて少ない。 ⑶　岩屑なだれが湖や海に流れ込んで、津波が発生することもあるので湖や海の沿岸では注意が必要である。 ⑷　山体の膨張・変形が観測され、山体の変状が観測された場合には避難等を検討する必要がある。
水蒸気爆発	⑴　熱せられた地下水が水蒸気となって爆発する現象である。 ⑵　溶岩流が湿地帯や湖に流入した場合にも、マグマ水蒸気爆発が起こることがある。 ⑶　水蒸気爆発の発生場所周辺では、噴石や爆風の危険があるので注意が必要である。
雪泥流	⑴　積雪期の初期、融雪期の降雨、急激な気温上昇などにより融雪が進むことによる流水が引き金となって、雪と土砂が混じって流下する現象であり、スラッシュ雪崩、雪代（ゆきしろ）などとも呼ばれる。 ⑵　中世や江戸時代に富士山麓の集落を襲った大規模な雪代があったことが、古文書に記録されている。

3　火山災害警戒地域の指定

町は、活動火山対策特別措置法に基づき、噴火の可能性が高く、人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域（火山災害警戒地域）として指定された。

指定された地域は、次のとおりである。

火山	県	市町
富士山	静岡県	三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、長泉町、小山町

第２節　気象庁が発表する火山活動の状況に応じた噴火警報等

1　噴火警報・噴火予報（噴火警戒レベル）

噴火警戒レベルは、気象庁と自治体間の協議に基づき作成され、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民がとるべき防災行動を踏まえて５段階に区分して発表する指標である。富士山においては平成19年12月から運用されており、富士山における噴火警戒レベルの取扱いは次のとおりである。

レベル１は、火山活動が静穏であることを示し、現在の富士山の状態が該当する。レベル２は、噴火する場所とその影響が限定的な場合に発表されるが、富士山では、噴火前の火山活動が高まる段階で、火口の位置を特定し限定的な警戒範囲を示すのは困難なことから、レベル２の発表はしないこととしている。よって、火山活動現象が活発化すると、想定火口範囲を警戒範囲としてレベル３が発表され、さらに噴火が切迫した場合には居住地域を対象としてレベル４またはレベル５が発表される。

なお、噴火開始後、火山活動の低下により噴火警戒レベルを下げていく段階において、火口とその周辺を限定して警戒範囲を示すことが可能な場合は、レベル２が発表される。

表２　富士山の噴火警戒レベル

名称	対象範囲	レベル（キーワード）	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	５（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達（危険範囲は状況に応じて設定） 【宝永(1707 年)噴火の事例】 12 月 16 日～1 月 1 日： 大規模噴火、大量の火山灰等が広範囲に堆積 【その他の噴火事例】 貞観噴火（864～865 年）： 北西山腹から噴火、溶岩流が約 8km まで到達 延暦噴火（800～802 年）： 北東山腹から噴火、溶岩流が約 13km まで到達 ・顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している(噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲が危険) 【宝永(1707 年)噴火の事例】 12 月 15 日昼～16 日午前（噴火開始前日～直前）： 地震多発、東京など広域で揺れ
		４（避難準備）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、避難行動要支援者の避難等が必要。	・小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される（火口出現が想定される範囲は危険） 【宝永(1707 年)噴火の事例】 12 月 14 日まで（噴火開始数日前）： 山麓で有感となる地震が増加
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	３（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	・居住地域に影響しない程度の噴火の発生、または地震、微動の増加等、火山活動の高まり 【宝永(1707 年)噴火の事例】 12 月３日以降（噴火開始十数日前）： 山中のみで有感となる地震が多発、鳴動がほぼ毎日あった
	火口周辺	２（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活 火口周辺への立入規制等。	・影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等 【過去事例】　該当する記録なし
噴火予報	火口内等	１（活火山であることに留意）	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	特になし。	・火山活動は静穏 （深部低周波地震の多発等も含む）

注１）　ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。
注２）　ここでは、噴火の規模を噴出量により区分し、２～７億㎥を大規模噴火、２千万～２億㎥を中規模噴火、２百万～２千万㎥を小規模噴火とする。なお、富士山では火口周辺のみに影響を及ぼす程度のごく小規模な噴火が発生する場所は現時点で想定されておらず、特定できるのは実際に噴火活動が開始した後と考えられており、今後想定を検討する。
注３）火口出現が想定される範囲とは、富士山火山防災マップ（富士山火山防災協議会）で示された範囲を指す。
注４）噴火警報（噴火警戒レベル４（避難準備）、噴火警戒レベル５（避難））は、特別警報に位置付けられる。

2　その他の火山現象に関する予報

名称	種類	基準と内容	発表時期
降灰予報	降灰予報（定時）	・噴火警報が発表されている火山で、噴火が発生したときに降灰が住民等に影響を及ぼす恐れがある場合に発表 ・噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表 ・18 時間先（3 時間ごと）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供	噴火発生に関わらず、定期的 3 時間ごと）に発表
	降灰予報（速報）	・噴火が発生した火山に対して、速やかに発表 ・発生した噴火により、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に発表 ・噴火発生から 1 時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供	噴火発生後、5～10 分程度で速やかに発表
	降灰予報（詳細）	・噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰予想を行い発表 ・降灰予測の結果に基づき、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に発表 ・噴火発生から 6 時間先まで（1 時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を市区町村 明示して提供	噴火発生後、20～30 分程度で発表

降灰量階級と降灰の厚さ

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1 mm 以上
やや多量	0.1mm 以上 1 mm 未満
少	0.1mm 未満

火山ガス予報

居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報

3　火山現象に関する情報等

噴火警報・予報及び降灰予報以外に、火山活動の状況等周知するために以下の情報等が気象庁から発表される。

情報の種類	内　　容	発表時期
火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもの	必要に応じて定期的または臨時に発表 臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示し発表
噴火速報	登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために、噴火の発生事実を迅速に知らせるもの（普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合や、噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合には発表しない）	噴火が発生した場合に直ちに発表（火山活動を 24 時間体制で観測・監視している火山が対象）
噴火に関する火山観測報	主に航空関係機関向けの情報で、噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙の高さ等を知らせるもの	噴火が発生した場合に直ちに発表
火山活動解説資料	地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもの	毎月または必要に応じて臨時に発表
週間火山概況	過去１週間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもの	毎週金曜日に発表
月間火山概況	前月１ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもの	毎月上旬に発表
航空路火山灰情報	火山名やその緯度・経度、噴火時刻や火山灰の領域・高度・移動方向・速度等の他、火山灰の拡散の予測を記述した情報 衛星画像で火山灰の領域が解析できた場合、火山灰実況図、拡散予測図(6，12，18 時間先までの予測)も合せて発表させる。	責任領域内の火山に関して噴火情報を入手した場合 なお、航空向けの情報として東京航空路火山灰情報センターから発信

第３節　避難計画

１　火山現象の影響想定範囲と避難対象エリア

この計画の対象となる各火山現象の影響が想定される範囲は、国の富士山ハザードマップ検討委員会報告書や広域避難計画で示された影響想定範囲とし、その影響想定範囲を図１から図５に示す。

なお、各火山現象の影響予測範囲は、噴火した場合に影響予測範囲全体に影響が及ぶものではなく、実際の影響範囲は、噴火のタイプ、火口の出現位置、噴火規模、噴火の季節など様々な条件によって変化する。

図１<想定火口範囲、噴石、火砕流・火砕サージ、溶岩流の影響想定範囲と避難対象エリア

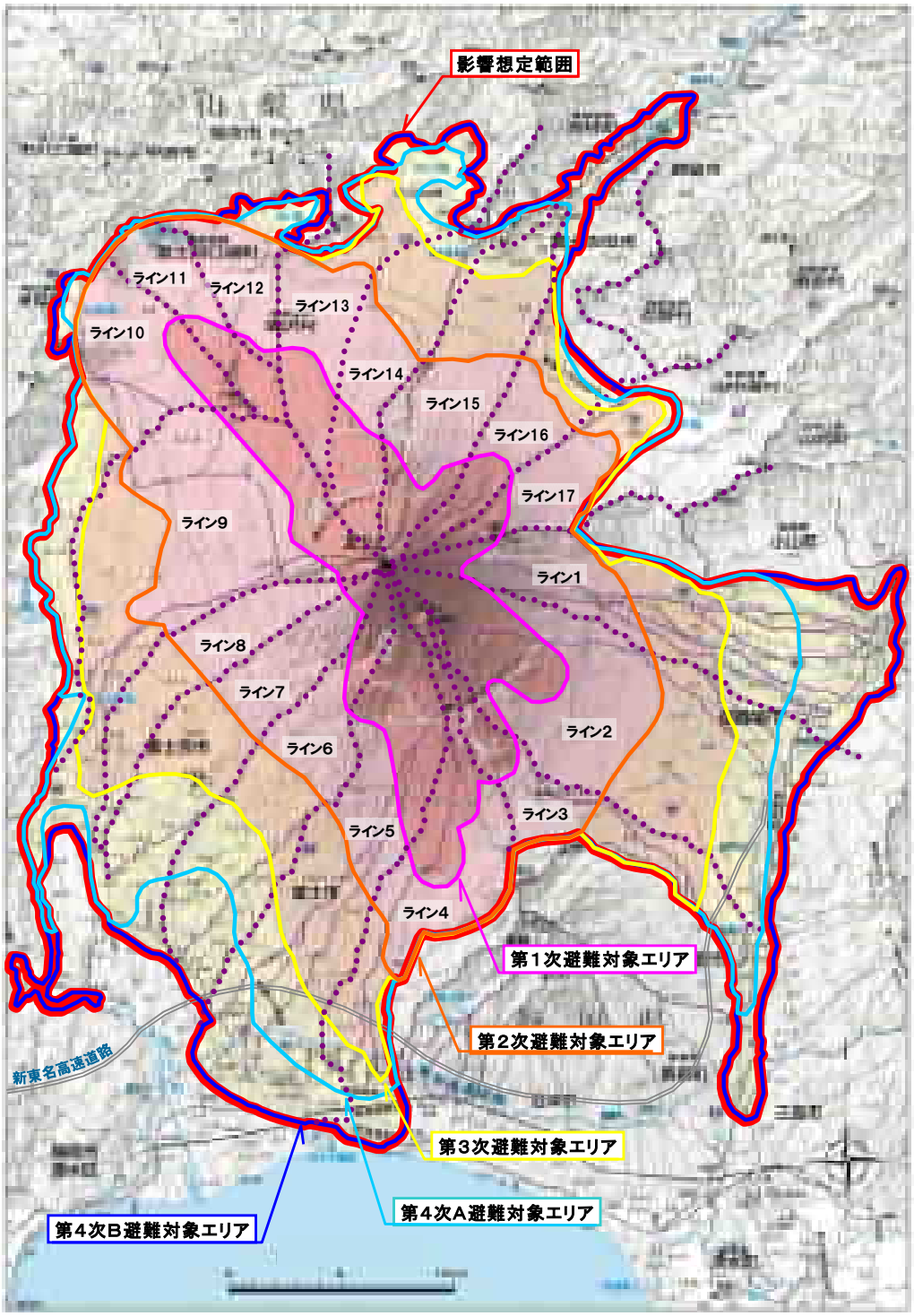

図２　＜降灰の影響想定範囲＞

図３＜小さな噴石の影響想定範囲＞

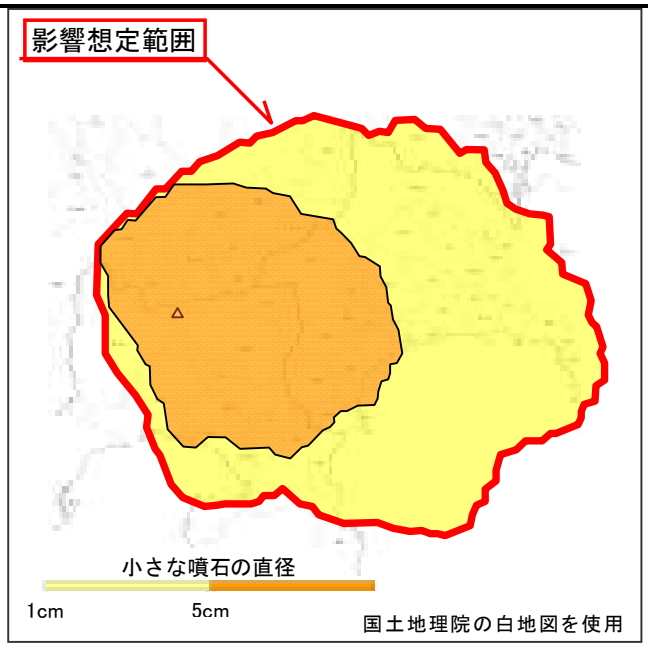

※宝永火口で宝永規模の噴火（噴煙高度、噴火期間（２週間））が発生した場合のシミュレーション結果（西南西、西、西北西、北西の風が卓越した期間）を合成して作成

図４＜融雪型火山泥流の影響想定範囲＞

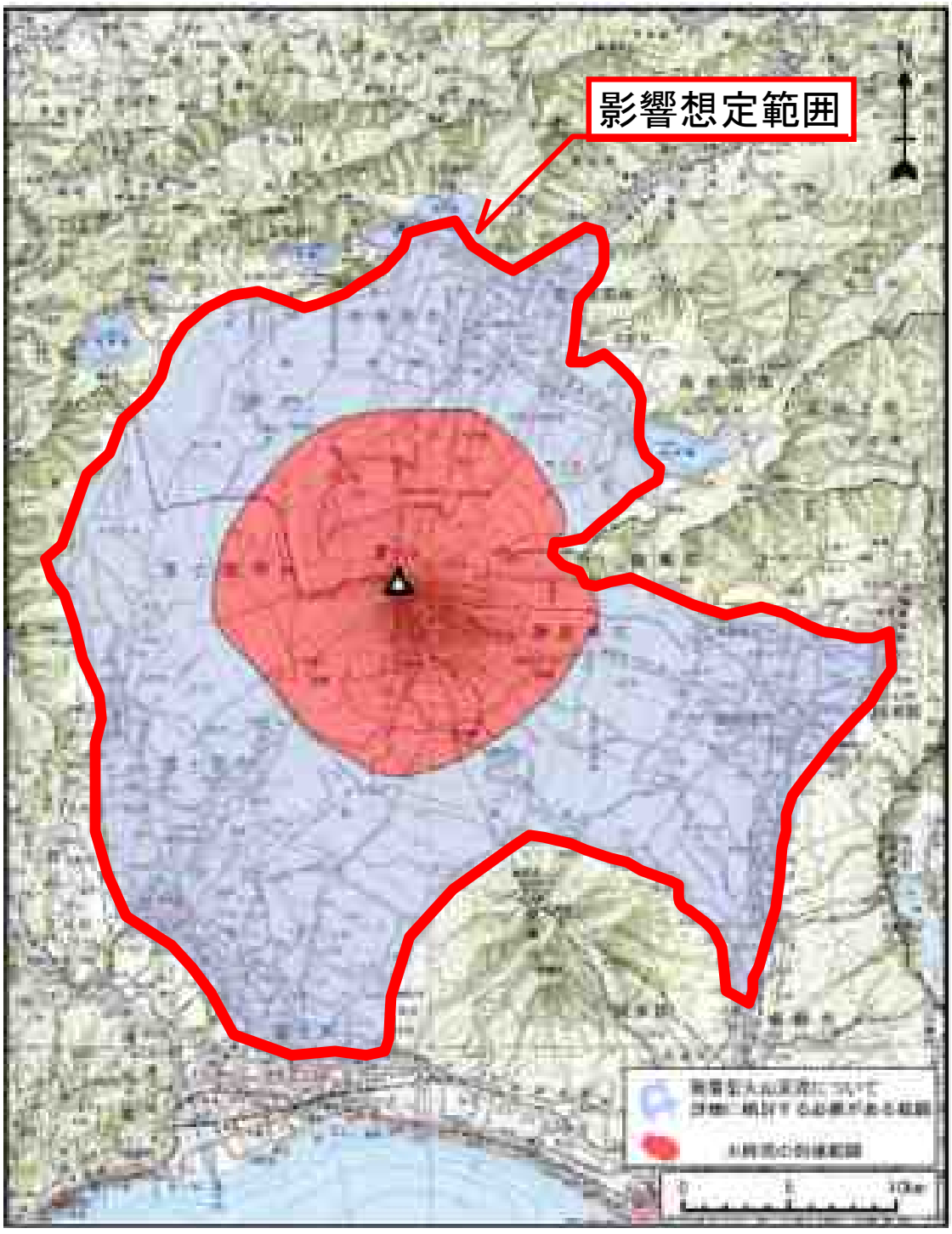

図５＜降灰後土石流の影響想定範囲＞

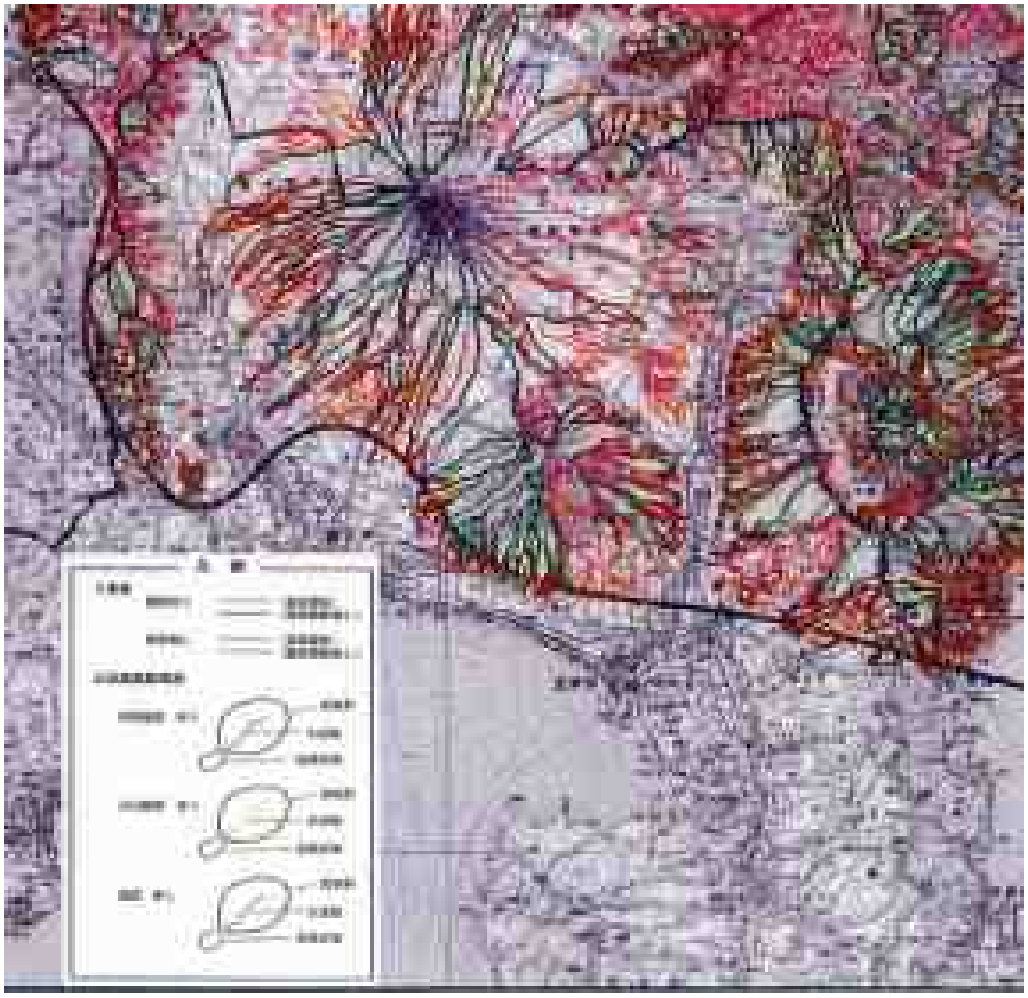

２　避難対象となる範囲

広域避難計画で定める想定影響範囲と避難対象エリアは次のとおりである。

火山現象	避難対象		説　　明
火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流	影響想定範囲		可能性マップの示す範囲 （火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流）
		第１次避難対象エリア	想定火口範囲
		第２次避難対象エリア	火砕流、大きな噴石、溶岩流(3 時間以内)到達範囲
		第３次避難対象エリア	溶岩流(3 時間―24 時間以内)到達範囲
		第４次Ａ避難対象エリア	溶岩流(24 時間―７日間)到達範囲
		第４次Ｂ避難対象エリア	溶岩流(７日間―約 40 日間)到達範囲
融雪型火山泥流	影響想定範囲		可能性マップの示す範囲 ※融雪型火山泥流の想定影響範囲には、避難対象エリア外の部分もある。
		避難対象エリア	融雪型火山泥流の流下、堆積が予想される範囲 （シミュレーション結果により流下が想定される部分）
降灰	影響想定範囲		降灰可能性マップの示す範囲（降灰堆積深２ｃｍ以上）
		避難対象エリア	降灰堆積深が３０ｃｍ以上になると想定される範囲※1、2、3
		屋内避難対象エリア	降灰堆積深が３０ｃｍ未満と想定される範囲　※２
小さな噴石	影響想定範囲		１ｃｍ以上の小さな噴石の降下が想定される範囲
降灰後土石流	影響想定範囲		可能性マップの示す範囲 ※降灰後土石流の想定影響範囲には、避難対象エリア外の部分もある。
		避難対象エリア	土石流危険渓流の土石流危険区域または土砂災害警戒区域

※１　避難対象エリアの基準となる降灰堆積深は、今後さらに検討を進め、必要に応じて見直しを行うこともある。
※２　気象庁が予め実施したシミュレーション結果を基に、噴火の可能性が高まった段階で風向等の気象条件等を加味して判断する。
　また、気象庁が噴煙等の観測結果を基にリアルタイムで実施するシミュレーション結果も参考にする。
※３　降灰堆積状況の観測により得られた降灰分布図も参考にする。
　噴火警戒レベルや噴火の状況に応じて、以下の表に基づき段階的に避難準備や避難を行う。

３　段階的な避難

噴火警戒レベルや噴火の状況に応じて、以下の表に基づき段階的に避難準備や避難を行う。

（1）　噴火前（噴火警戒レベルの上昇）と噴火開始直後の避難

上段：一般住民
中段：避難行動要支援者
下段：観光客・登山者

区分	噴火警戒レベル	溶岩流					融雪型火山泥流	降　灰		小さな噴石	降灰後土石流
		火砕流、大きな噴石 火口形成									
		第１次避難対象エリア	第２次避難対象エリア	第３次避難対象エリア	第４次Ａ避難対象エリア	第４次Ｂ避難対象エリア	避難対象エリア	避難対象エリア	屋内退避対象エリア	影響想定範囲	避難対象エリア
噴火前	３	避難準備・避難 避難 入山規制 【全方位】	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	４	避難 避難 避難 【全方位】	避難準備 避難 入山規制 【全方位】	—	—	—	準備 避難 入山規制 【全方位】	降灰前避難 避難 準備	— （降灰前避難）	—	—
	５	避難 避難 避難 【全方位】	避難 避難 避難 【全方位】	避難準備 避難 入山規制 【全方位】	—	—	避難 避難 避難 【全方位】	避難	避難 準備	—	—
噴火開始直後		避難 避難 避難 【全方位】	避難 避難 避難 【全方位】	避難 避難 避難 【必要なライン】	避難準備 避難 入山規制 【必要なライン】	—	避難 避難 避難 【全方位】	避難 準備	屋内 退避 準備	屋内 退避 準備	—

（2）　噴火開始後の現象発生別の避難

区分	溶岩流						降　灰		小さな噴石	降灰後土石流
	第１次避難対象エリア	第２次避難対象エリア	第３次避難対象エリア	第４次Ａ避難対象エリア	第４次Ｂ避難対象エリア		避難対象エリア	屋内退避対象エリア	影響想定範囲	降灰域内の避難対象エリア
現象の発生	溶岩流の流下の場合			※Ａ	※Ａ	※Ｂ	火山灰の降下の場合		降下の場合	土石流の危険がある場合
噴火開始後	避難 避難 避難 【対象ライン】	避難 避難 避難 【対象ライン】	避難 避難 避難 【対象ライン】	避難 避難 避難 【対象ライン】	避難準備 避難 入山規制 【対象ライン】	避難 避難 避難 【対象ライン】	避難	屋内退避	屋内退避	避難準備／避難（降雨により）

＊Ａ：第４次Ａ避難対象エリアに溶岩流の流下の可能性がある場合
＊Ｂ：第４次Ｂ避難対象エリアに溶岩流の流下の可能性がある場合

４　広域避難者の受入れに係る基本事項

溶岩流等（火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流）からの避難は、自家用車等による避難を基本とし、状況によっては町外への広域避難となる。

広域避難者の避難先の調整手順は、まず県が避難先となる受入市町を決定し、次に受入市町が町と連携して、避難先となる受入避難所を決定する。

広域避難者は、原則として、避難実施市町から広域避難先となる受入市町名の指示を受けて、受入市町の一時集結地へ一旦集合する。そこで受入市町から受入避難所の指示を受けた後、各自で避難を行う（図６）。詳細な受入調整の実施手順は広域避難計画による。

なお、広域避難者は県内の他市町で受入れることを基本とするが、受入避難所の収容可能数の不足や火山活動等の状況等から、山梨県、神奈川県への避難が必要となった場合には、県は広域避難者の受入れを要請する。ただし、被災等により両県も受入れが困難な場合は、国や全国知事会を通じて他の都道府県への受入れを要請する。

図６　広域避難の受入調整フロー図

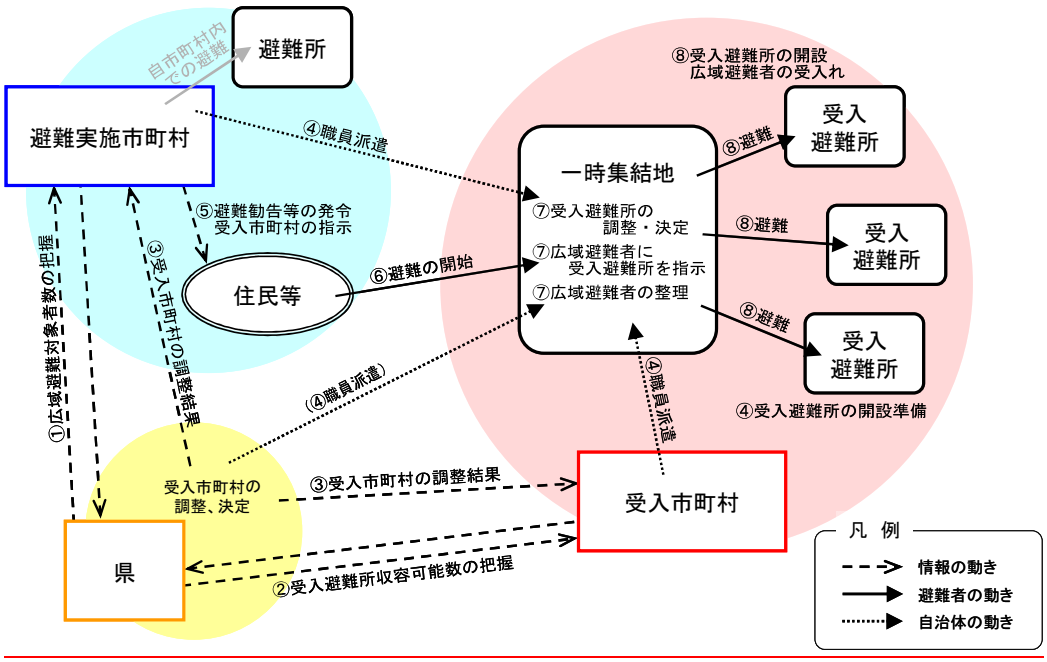

５　広域避難路の指定

協議会は、広域避難を円滑に実施するため、広域避難の軸となる路線、区間を広域避難路として指定している（図７）。

図７　広域避難路

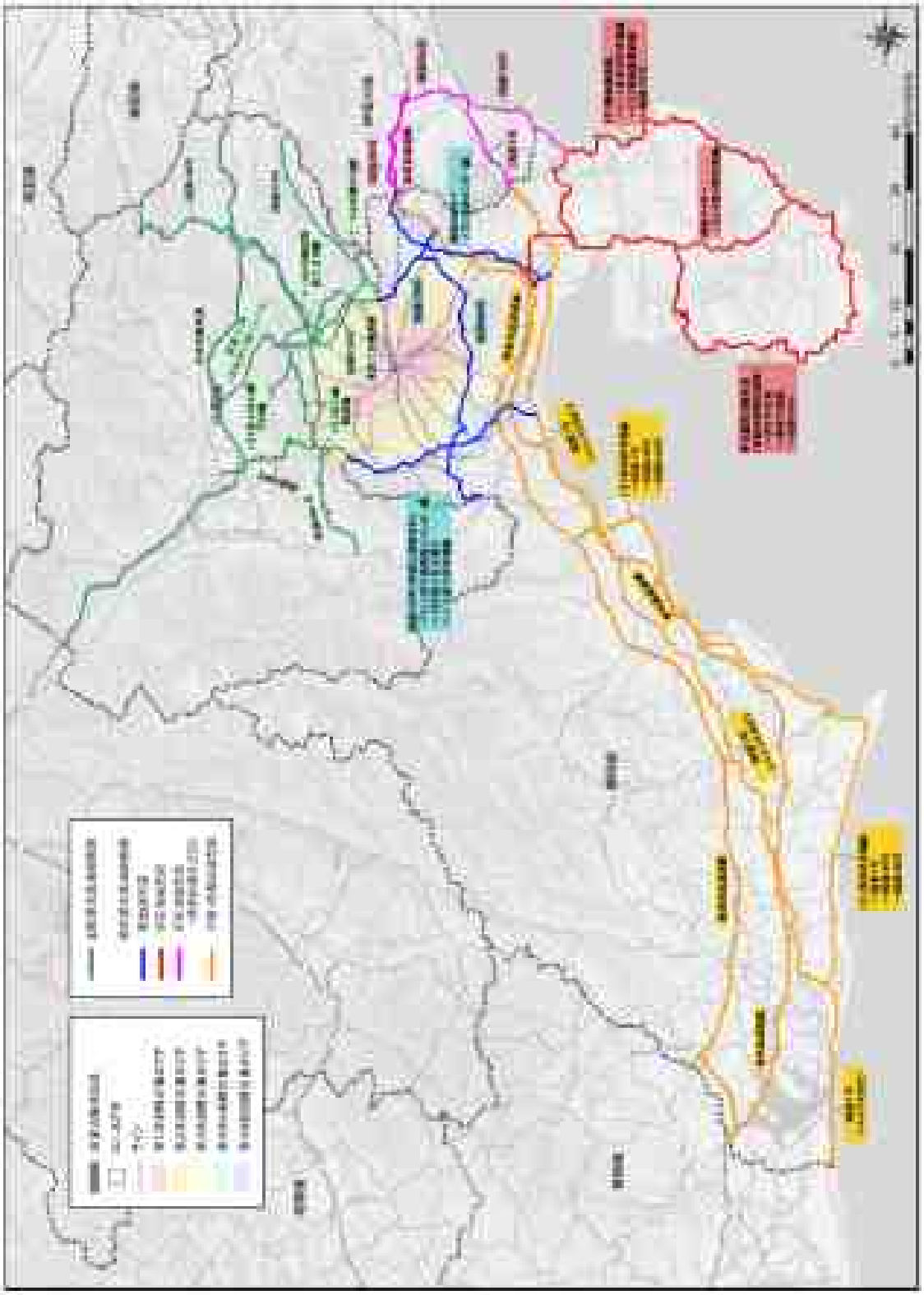

第２章　災害予防計画（平常時対策）

町は、国、県、山体周辺市町村、公共機関、専門家等と連携して協議会において、富士山の噴火時等の避難に係る平常時からの共同検討体制を構築する。

第１節　関係する機関と実施すべき事項（平常時）

実施主体	内　　容
町	・教育委員会等との連携による火山に関する知識等の普及・啓発 ・防災行政無線（屋外拡声子局、戸別受信機）の整備 ・情報伝達手段の整備（日常利用機器等の活用検討） 例）聴覚障害者：ＦＡＸ、携帯電話メール、テレビ放送（文字放送など）、聴覚障害者用情報受信装置 視覚障害者：受信メールを読み上げる携帯電話 手が不自由な障害者：フリーハンド用機器を備えた携帯電話 ・宿泊施設、観光施設、別荘管理事務所等への防災行政無線戸別受信機の設置促進 ・関係機関との情報伝達体制の構築 ・山小屋組合等との情報伝達体制の構築 ・観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者への情報伝達体制の構築 ・避難行動要支援者への情報伝達体制の構築（通信手段、巡回体制等） ・避難所との連絡体制等の構築 ・町内会等による情報伝達及び安否確認体制の構築 ・住民の安否情報の確認体制及び手順等の構築 ・避難未実施者情報を収集するための連絡体制の構築 ・観光客・登山者への広域避難計画の周知 ・警察、道路管理者への広域避難計画の周知 ・町内会等ごとに避難対象者のリスト化 ・避難対象者数及び必要輸送車両数の把握（避難計画の策定） ・避難対象エリアの住民への周知 ・避難所施設の指定及びリスト化 ・受入市町をグループ化した受入地域をあらかじめ設定 ・福祉避難所の把握 ・避難行動要支援者の避難支援に係る事前調整 ・避難対象となる社会福祉施設等及び入所者・入院患者の把握 ・避難行動要支援者の名簿及び個別計画の作成 ・避難支援等関係者への避難行動要支援者名簿の提供 ・関係者と連携した避難支援体制の構築 ・自主防災組織、消防団、福祉関係者、患者搬送事業者（福祉タクシー等）、地元企業等と連携した避難行動要支援者の支援体制の構築 ・入山規制の実施方法の検討 ・入山規制実施時の広報方法の検討 ・県及び警察と連携して交通規制箇所（道路）の選定 ・広域避難計画に基づく避難ルートの設定（市町避難計画の策定） ・輸送車両の乗車場所及び輸送ルートの設定（避難計画の策定） ・除灰優先区間（庁舎施設や社会福祉施設等への接続道路等）の抽出 ・道路管理者と連携した広域避難路等の除灰作業に関する対応手順の作成 ・火山灰の仮置き場及び最終処分場（捨て場）の選定 ・山小屋組合等と連携し、観光客・登山者の避難誘導訓練等の実施 ・住民の安否情報の確認手順に基づく訓練の実施 ・職員の安否情報システムに対する操作習熟度の向上 ・畜産事業者の実態把握（事業者数、畜種別頭羽数）

	・畜産事業者の家畜移送計画の策定支援 ・入山規制実施時の規制箇所の検討 ・入山規制実施時の観光客・登山者への対応の検討 ・県及び避難実施市町と連携し、観光客・登山者の避難誘導訓練等の実施 ・施設へのヘルメット等の整備 ・噴火時等の広域医療救護体制の構築 ・県医療救護計画等への噴火時等の対応の追加
受入市町	・広域避難者受入時の実施事項の整理 ・必要に応じて、一時集結地の施設管理者と災害時の使用に関する協定等の締結 ・住民の安否情報の確認体制及び手順等の構築 ・住民の安否情報の確認手順に基づく訓練の実施 ・職員の安否情報システムに対する操作習熟度の向上
県	・富士山火山に関する基礎知識、防災対策の周知・啓発 ・教育委員会や伊豆半島ジオパーク推進協議会等との連携による火山に関する知識等の普及・啓発 ・広域避難計画の周知 ・山小屋組合等への広域避難計画の周知 ・警察、道路管理者への広域避難計画の周知 ・鉄道事業者への広域避難計画の周知 ・観光客・登山者への広域避難計画の周知 ・観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者への情報伝達体制の構築 ・避難実施市町における山小屋組合等との情報伝達体制の把握 ・避難行動要支援者の避難支援に係る情報伝達体制の構築 ・避難実施市町及び受入市町への安否情報連絡体制の構築 ・情報伝達手段の整備（日常利用機器等の活用検討） 例）聴覚障害者：ＦＡＸ、携帯電話メール、テレビ放送（文字放送など）、聴覚障害者用情報受信装置 視覚障害者：受信メールを読み上げる携帯電話 手が不自由な障害者：フリーハンド用機器を備えた携帯電話 ・避難実施市町が設定した避難ルートの把握 ・県バス協会及び県トラック協会等との協定の締結 ・広域避難者受入時の実施事項の整理 ・避難実施市町の広域避難対象者の把握 ・受入市町の受入避難所及び収容可能数の把握 ・受入市町をグループ化した受入地域をあらかじめ設定 ・駐車場を考慮した一時集結地の設定及びリスト化 ・必要に応じて、一時集結地の施設管理者と災害時の使用に関する協定等の締結 ・避難実施市町の避難行動要支援者個別計画の集約 ・福祉避難所の把握 ・避難行動要支援者の避難支援に係る事前調整 ・避難対象となる社会福祉施設等及び入所者・入院患者の把握 ・避難未実施者情報を収集するための連絡体制の構築 ・道路管理者と連携した広域避難路等の除灰作業に関する対応手順の作成 ・火山灰の仮置き場及び最終処分場（捨て場）の選定 ・入山規制実施時の規制箇所の検討 ・入山規制実施時の観光客・登山者への対応の検討 ・県及び避難実施市町と連携し、観光客・登山者の避難誘導訓練等の実施 ・市町の安否情報確認訓練への支援 ・畜産事業者の実態把握（事業者数、畜種別頭羽数） ・畜産事業者の家畜移送計画の策定支援 ・施設へのヘルメット等の整備 ・退避壕・退避舎等の必要性及び避難促進施設についての検討 ・噴火時等の広域医療救護体制の構築 ・県医療救護計画等への噴火時等の対応の追加

道路管理者	・噴火時等における交通規制方法の事前検討 ・除灰作業用資機材の所有状況の把握 ・除灰作業計画の策定 ・放置車両の撤去方法の検討
NEXCO中日本	・噴火時等における交通規制の事前検討
鉄道事業者	・噴火時等における鉄道運行規制の事前検討
警察	・町と連携して交通規制箇所（道路）の選定 ・入山規制実施時の規制箇所の検討
社会福祉施設等	・社会福祉施設等の避難計画の策定 ・入所者・入院患者の輸送手段及び避難先施設の確保
畜産事業者	・家畜の避難先や輸送手段の確保等の検討 ・家畜移送計画の策定
山小屋組合等	・入山規制実施時の観光客・登山者への対応の検討 ・県及び町と連携し、観光客・登山者の避難誘導訓練等の実施 ・施設へのヘルメット等の整備
医療機関	・噴火時等の広域医療救護体制の構築 ・県医療救護計画等への噴火時等の対応の追加
協議会	・広域避難計画への広域避難路の設定 ・広域避難路の代替路の検討 ・広域避難時の交通規制・鉄道運行規制に係る調整方法の検討

第２節　情報連絡体制の整備

１　異常現象の通報体制

富士山において異常現象（地割れ、臭気等）を発見した場合の通報体制は次のとおりとする。

図８　住民からの通報体制

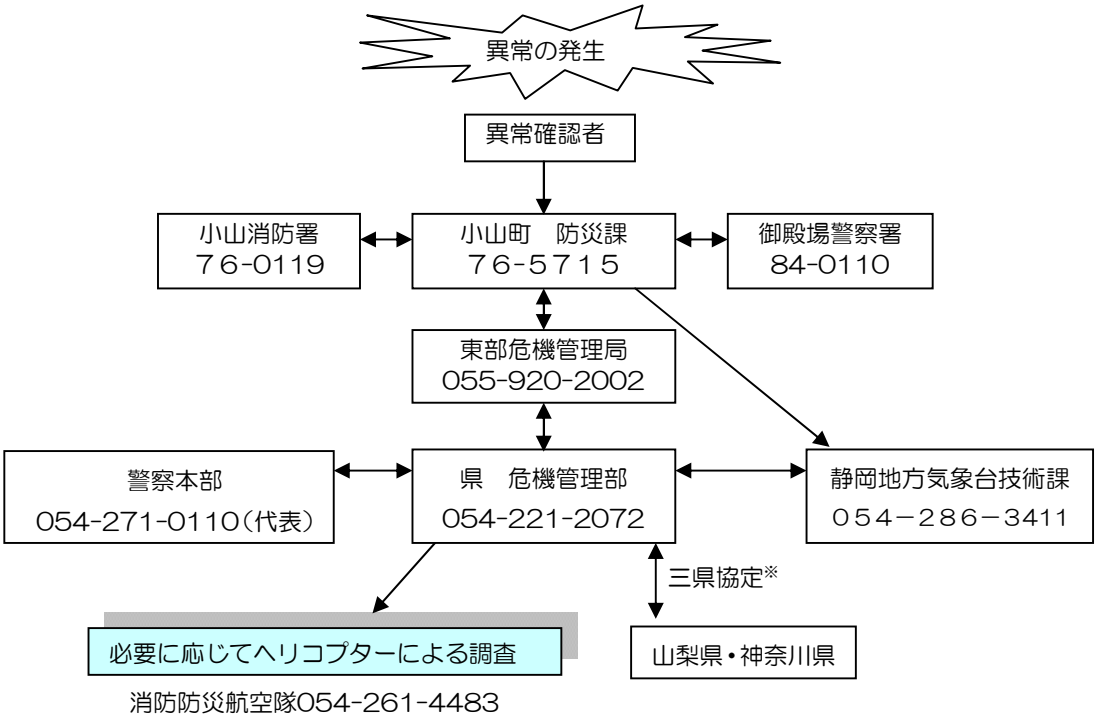

※富士山噴火災害対策を迅速かつ円滑に実施するための静岡県及び山梨県、神奈川県の三県による「富士山災対策に関する協定」（以下三県協定という。）

実施者	具　体　的　な　内　容
異常現象発見者	異常現象（地割れ、臭気等）を発見した者は、直ちに最寄り富士山周辺市町の長又は警察官に通報するものとする。
警察官	異常現象の通報を受けた場合には、速やかに最寄りの富士山周辺市町に通報する。
町長	警察官、住民等から異常現象の通報を受けた場合には、速やかに県及び静岡地方気象台に通報するとともに、異常現象の確認を行う。
知事	富士山周辺市町の長から異常現象の通報を受けた場合には、速やかに静岡地方気象台と連携して異常現象の確認を行う。

2　協議会内の情報伝達体制

協議会内で共有すべき情報（気象庁が発表する噴火警報等、住民等からの通報、市町の発令する避難勧告等）は、協議会会長県及び副会長県が集約し、協議会構成機関に速やかに情報伝達し共有を図るとともに、必要に応じて広報・発信する。

噴火警戒レベル１～３の段階においては、協議会構成機関は、協議会内で共有すべき情報を得た場合、副会長県を通じて会長県に報告する。会長県は、報告内容の重要度に応じ国、火山専門家、各県コアグループに情報伝達する。また、必要に応じて協議会（会議）を招集し、報告内容について検討を行う。

図９　協議会における情報伝達体制

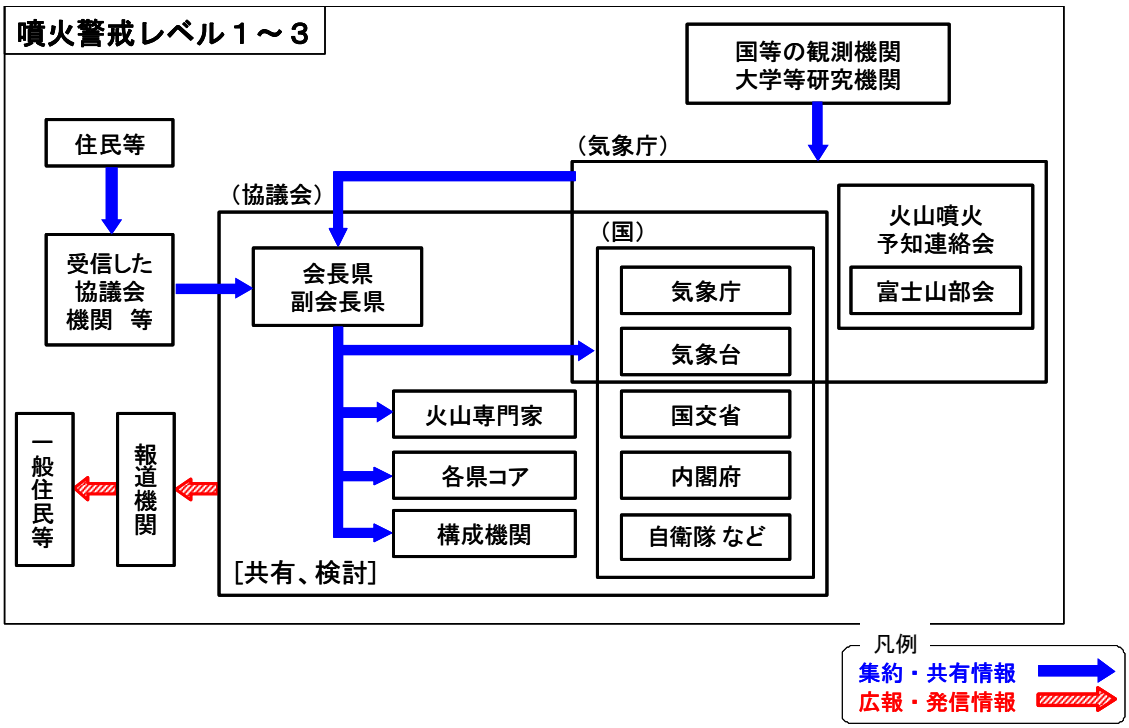

3　避難に係る情報伝達体制

協議会内で共有すべき情報（気象庁が発表する噴火警報等、住民等からの通報、町の発令する避難勧告等）は、協議会会長県及び副会長県が集約し、協議会構成機関に速やかに情報伝達し共有を図るとともに、必要に応じて広報・発信する。

図１０　避難に係る情報伝達体制

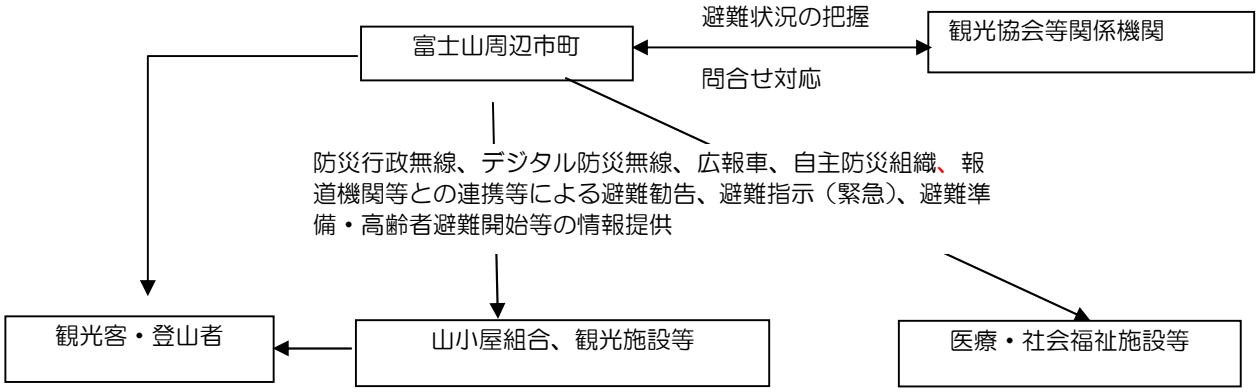

第３節　町の避難計画

⑴　町は、広域避難計画に定める事項を基に作成した、「小山町富士山噴火に対する避難計画（平成 27 年３月）」を、日頃から町民への周知徹底に努めるとともに、訓練を実施する。
⑵　県は、避難実施市町が町避難計画を策定する際の県内市町との調整、避難者受入先の確保等に関する調整などの支援を行う。また、県は、三県協定に基づき、山梨県及び神奈川県と、県境を越えた広域避難等について検討する。
⑶　県は、避難者の輸送のため、県バス協会等と調整を行う。また、町とバス事業者等との連携強化について、必要に応じて調整・支援を行う。
⑷　県は、町及び受入市町と連携して、一時集結地となる施設を確保する。
⑸　別添　「小山町富士山噴火に対する避難計画（平成２９年３月）」

第４節　避難促進施設

１　避難促進施設の指定

町は、活動火山対策特別措置法第６条第１項第５号に基づき、火山災害警戒地域内にある施設で、火山現象の発生時に施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設を、協議会が策定した「避難促進施設（避難確保計画の作成）に関する取組の協議会統一基準」により指定した。

２　避難促進施設の名称及び所在地

名　称	所在地
扇屋	須走口登山道　頂上
山口屋	須走口登山道　頂上
御来光館	須走口登山道　八合５勺
胸突江戸屋（上江戸屋）	須走口登山道　本八合目
江戸屋（下江戸屋）	須走口登山道　八合目
見晴館	須走口登山道　本七合目
大陽館	須走口登山道　七合目
瀬戸館	須走口登山道　本六合目
長田山荘	須走口登山道　六合目
吉野屋	須走口登山道　砂払五合目
東富士山荘	須走口登山道　五合目
山荘　菊屋	須走口登山道　五合目
駐車場	須走口登山道　五合目

第５節　予防教育及び研修・訓練の実施

１　啓発活動

実施主体	内　　容
町	・教育委員会等との連携による火山に関する知識等の普及・啓発を行う。 ・　住民自らが生命、身体及び財産を守るために的確な判断、行動をとることができるようにするため、ハザードマップとそれに対する各種防災情報（避難所の位置、連絡先、災害発生時にとるべき行動等）を記載した防災マップ（以下「火山防災マップ」という。）の作成・配布、ホームページの活用、講習会の開催、防災訓練の実施等を通じて、地域の実情にあった啓発を行う。 ・　火山防災マップ等の配布時には、説明会などを催し、正しい情報を提供する。 ・　火山防災マップを更新した場合は、その都度、更新内容について周知を図る。 ・　観光協会等関係機関と連携して観光事業者に対し、火山防災知識の普及・啓発、小山町避難計画（平成27年3月）の周知を図る。 ・　観光施設等におけるハザードマップ又は火山防災マップの掲示、富士山火山に関する観光客用リーフレットの作成、配布などの啓発活動を推進する。
静岡地方気象台	・火山災害及び防災対策等についての正しい知識を県民に対し、県と市町と協力して啓発する。
教育委員会 学　校	火山に関する正しい知識及び火山防災対策を学習内容等に組み入れ、火山防災教育の推進に努める。
協議会	・広域避難計画及び町避難計画を周知するための啓発資料を作成する。 ・協議会構成機関の防災担当職員の火山防災知識の向上を図る。

２　防災訓練

実施主体	内　　容
町、県、防災関係機関、自主防災組織、事業所等	・噴火による災害の発生に対し、的確な防災対策を実施するため、町、県、防災関係機関、自主防災組織、事業所等は、必要に応じて情報伝達訓練、避難訓練等、地域の実情にあった火山防災訓練を実施する。 ・県は三県協定に基づき、山梨県及び神奈川県と合同訓練を実施する。
避難促進施設	避難促進施設の管理者又は所有者は、避難確保計画に基づき避難訓練を実施するものとする。
町　民	町民は、町、県、防災関係機関、自主防災組織、事業所等の実施する噴火を想定した火山防災訓練に積極的に参加し、的確な防災対応の体得に努める。

第３章　災害応急対策計画

第１節　噴火警報・噴火予報の伝達

気象庁火山監視・警報センターから富士山に噴火警報・噴火予報等が発表された場合、以下のとおり伝達する。また、その内容は＜表３＞のとおりである。

なお、情報伝達に当たっては、避難行動要支援者への的確な情報提供に配慮するよう努める。

図１１　噴火警報・噴火予報等の伝達系統図

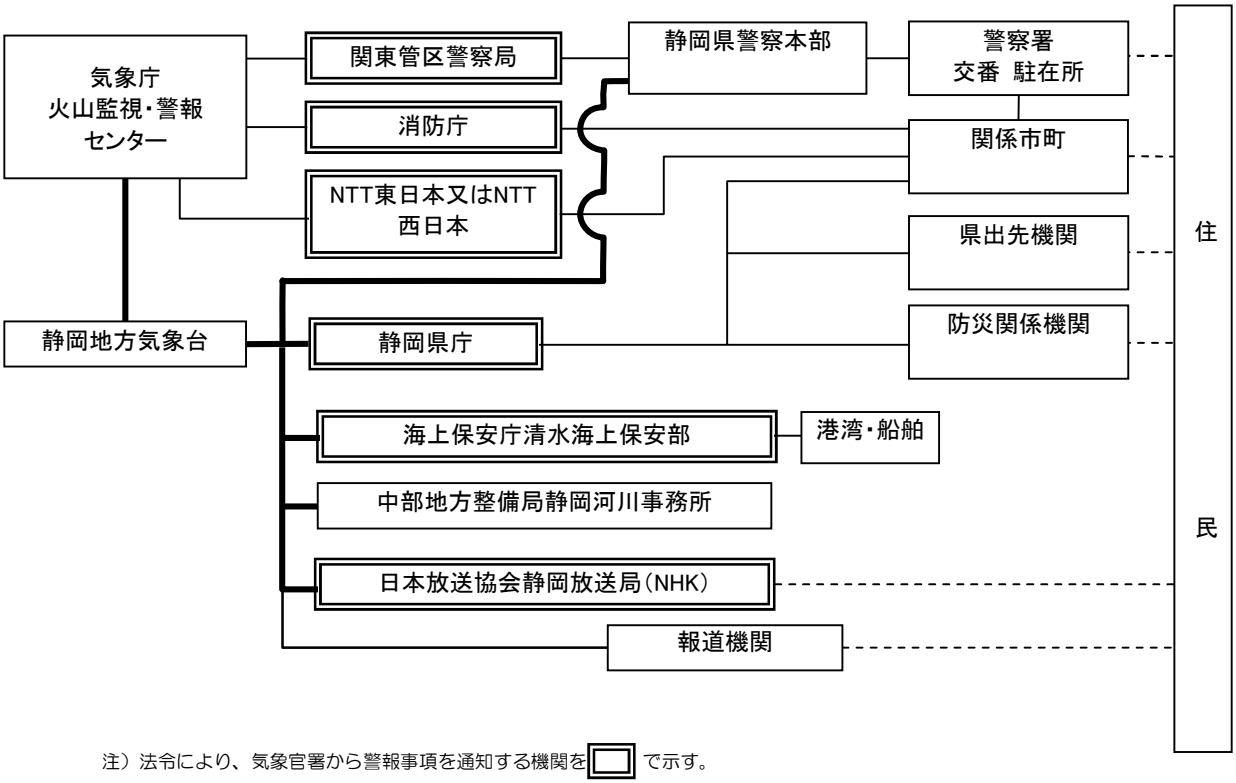

注）法令により、気象官署から警報事項を通知する機関を□で示す。

注）　特別警報に位置づけられる噴火警報（居住地域）が発表された際に、県から関係市町への通知、及び市町から住民への周知の措置が義務づけられている。

＜表３＞

区　分	名　称
伝達する情報	・「噴火予報（レベル１（活火山であることに留意））」 ・「噴火警報（レベル３（入山規制））」 ・「噴火警報（レベル４（避難準備））」 ・「火山活動解説資料（噴火の影響範囲等）」 ・「火山の状況に関する解説情報（火山性地震活動の状況等）」 ・「噴火警報（レベル５（避難））」 ・「噴火速報」 ・「火山の状況に関する解説情報（噴火の状況等）」 ・「火山活動解説資料（上空からの観測成果等）」 ※火山活動が沈静化し、レベルを引き下げる際に、 ・「火口周辺警報（レベル３（入山規制））」 ・「火口周辺警報（レベル２（火口周辺規制））」　が発表される場合がある。

第２節　避難勧告等の基準

１　避難の勧告及び避難指示（緊急）の発令

噴火前に火山活動の活発化に伴う現象（有感地震の発生、地殻の隆起や伸び、温泉や地下水の変化、地熱の上昇、低周波地震の増加、火山性微動等）が観測されると、気象庁は、噴火警報等（噴火警戒レベル）を発表することから、町は、県広域避難計画及び町避難計画に基づき、段階的に住民等を安全な地域へ避難させることを基本とする。

実施者	内　　容
町 長	ア　住民等の生命及び身体を保護する必要があると認めるときは、住民等に対し避難勧告を発令する。また、危険が切迫していると認めるとき、あるいは避難の状況により急を要するときは、避難指示（緊急）を発令する。 イ　避難勧告又は避難指示（緊急）を発令したとき、直ちに避難勧告又は避難指示（緊急）の発令された地域の住民等に対して、勧告又は指示の内容を伝達するとともに、警察官、消防団、自主防災組織等の協力を得て周知徹底に努める。 ウ　避難勧告又は避難指示（緊急）を発令したときは、速やかに知事に通知する。

＜代行処理＞

実施者	内　　容
警察官	火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急に避難が必要であると認めるときで、かつ市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、又は町長から要請があったときは、住民等に対し避難の指示をする。 この場合、警察官は、直ちに避難の指示をした旨を町長に通知する。
知　事	ア　災害の発生により市町がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町長に代わって避難勧告又は避難指示（緊急）を発令する。 イ　町長に代わって避難勧告又は避難指示（緊急）を発令したとき、直ちに避難勧告又は避難指示（緊急）の発令された地域の住民等に対して、勧告又は指示の内容を伝達するとともに、警察官、消防団、自主防災組織等の協力を得て周知徹底に努める。
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその場にいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対して、避難の措置を講ずる。

２　警戒区域の設定

町長は、噴火が発生し、または発生しようとしている場合、住民等の生命または身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、もしくは禁止し、または退去を命ずる。町は、警戒区域の設定に関して、必要に応じて火山災害警戒（対策）合同会議（以下、「合同会議」という。）において協議を行う。なお、居住地域に対して警戒区域を設定する際には、日本国憲法第 22 条第１項で定める基本的人権（居住・移転の自由）に配慮し、立ち退く住民の心理的・経済的負担を可能な限り軽減するように努める。

町は、警察、消防及び自衛隊と協力し、二次災害に留意して警戒区域内に人が立ち入らないよう警戒活動を行う。また、警察は警戒区域内の治安維持に努める。

警戒区域設定の考え方
・警戒区域の設定は避難対象エリア単位を基本とする。 ・噴火後は、リアルタイムハザードマップを参考にして、噴火の状況及び道路、地形等を考慮して設定する。 ・警戒区域へ進入する幹線道路は、流入を防ぐため幹線道路の一部区間を対象に含める。 ・警戒区域は、必要に応じ合同会議で協議の上、町長が設定する。 ・小康期となった場合は、協議会構成機関と情報共有を図りながら警戒区域の見直しを検討する。

実施者	内　　容
町　長	火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

警察官	火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合で、町長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、又は町長から要求があったときは、警戒区域を設定する。この場合は、警察官は、直ちに警戒区域を設定した旨を市長に通知する。
知　事	災害発生により町がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長に代わって警戒区域を設定する。この場合、知事はその旨を公示する。
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	町長若しくはその委任を受けた町職員、警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、その自衛官は直ちにその旨を町長に通知する。

※町長、警察官、知事又は自衛官は、警戒区域を設定したときは、住民等に対して退去又は立入禁止を命ずる。

3　入山規制

町は、噴火警戒レベルに応じて観光客・登山者を対象に入山規制を実施する（下表）。

また、噴火警戒レベルの引き上げに伴い、入山規制エリアの拡大を決定し、山小屋組合等に対して情報伝達するとともに、観光客・登山者への早期下山の呼びかけを要請する。

入山規制の実施後は、警察、消防及び山小屋組合等と協力して観光客・登山者の避難誘導を実施する。入山規制エリアのうち第１次及び第２次避難対象エリアでは、立て看板の設置などにより人が立ち入らないよう規制を行うが、第３次避難対象エリアより外側は、入山規制エリアが広く物理的な規制が困難であることから、広報等により入山規制の周知を行う。

入山規制の実施基準

実施時期	入山規制エリア
噴火警戒レベル３	第１次避難対象エリア
噴火警戒レベル４	第２次避難対象エリア
噴火警戒レベル５	第３次避難対象エリア
噴火開始直後	第４次Ａ避難対象エリア
噴火開始後	第４次Ｂ避難対象エリア

4　住民等の避難

⑴　溶岩流等（火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流）からの避難は、自家用車等による避難を基本とする。また、自ら交通手段を確保できない者は、町長があらかじめ指定した一時集合場所に集合し、町が用意する車両で避難対象地域以外に避難又は退去する。

⑵　避難先は避難対象エリア外の県内の受入市町及び県内避難所への避難を基本とする。

⑶　医療・社会福祉施設に入院、入所又は通所している者については、施設管理者が他の施設等への移送又は家族等への引渡しを実施する。

⑷　避難する場合、火山灰や小さな噴石の降下に備え、ヘルメット、防塵マスク、ゴーグルなどの着用に努める。

5　救出救助

⑴　人命の救出救助

地震対策の巻　第５章第６節「３　人命の救出活動」により、町は救出活動を行う。

⑵　避難未実施者等の救助

町は、入山規制の実施、避難指示（緊急）の発令及び警戒区域の設定を行った地域に避難未実施者が残っていないか確認を行う。山内組合等や町内会等が把握している登山者及び住民等の避難未実施者の状況を照会するとともに、警察、消防、自衛隊等と協力して避難未実施者の捜索・救助を行い、その結果を県に報告する。

県は、捜索・救助に関する応援について関係機関との調整を行う。また、避難未実施者に関する情報を集約する。

なお、救助活動を行う機関は、負傷者、病人、子供及び避難行動要支援者の救助を優先することとし、自力で避難することが可能な者については避難を促す。また、二次災害を防止するため、関係機関との火山活動の状況等について情報共有を行い、救助活動の安全確保に努める。

6　一時帰宅の実施

⑴　町長は、避難が長期化した場合において、火山活動が小康状態となっている場合には十分な安全の確保と地域性を考慮し、一時帰宅を実施することができる。

⑵　町長は、一時帰宅を行う場合は、合同会議（または協議会）において気象庁や火山専門家等の意見を聞き、避難者の一時帰宅を検討する。

⑶　町長は、一時帰宅の実施にあたり、警察、消防及び自衛隊に協力を要請するとともに、十分な安全対策を講ずる。

第３節　町の体制

1　配備体制

町は、噴火レベルに応じて、次の体制により対策に当たる。

災害等の状況	基　　準
○協議会が情報収集体制をとったとき ○火山活動が認められたとき 噴火予報（レベル１（活火山であることに留意）で協議会が情報収集体制をとったとき） 火口周辺警戒レベル２ （火口周辺規制）（引き下げ時）	⑴ 防災課職員及び商工観光課職員
○　火山活動に異常が認められたとき 火口周辺警報レベル３（入山規制）	⑴ 災害対策警戒本部要員 ⑵ 各所属長が必要と認めた公共施設を管理している職員
○　火山活動に異常が認められたとき 噴火警報レベル４（避難準備）以上	⑴ 災害対策本部要員 ⑵ 全職員

＊　本部長が必要と認めた場合は、参集基準に係わらず必要な職員を参集させる。

＊　消防団員である職員は、災害時における業務について所属長と協議しあらかじめ定めておくものとする。

2　火山活動シナリオと防災対応

火山活動において代表的な現象である溶岩流、融雪型火山泥流、降灰の火山活動の推移に応じた防災上の対応を示す。

3　災害対策本部の設置

火山噴火の重大性や拡大性を勘案し、必要に応じて災害対策本部を設置する。また、代替えとなる場所を予め検討しておく。

4　合同会議の開催

町は、他市町、国、県の各災害対策本部等の合同会議に参加し、連携して防災対応にあたる。

5　協議会（または合同会議）との調整

協議会は、気象庁が噴火警戒レベルの引き上げた時、速やかに協議会（会議）を開催し、気象庁や火山専門家等の意見を聞き、住民避難など各機関が実施すべき防災対応の検討や情報共有を行う。

町災害対策本部は、協議会（または合同会議）に職員を出席させ、情報収集及び関係機関との調整を行う。協議会（または合同会議）での調整事項及び合意形成事項は、本部会議で報告し、本部長は、対応方針を協議の上、決定する

第４節　交通規制

１　一般道路の交通規制

⑴　基本的な考え方

警察及び道路管理者は、噴火警戒レベルに応じて下表に示す実施基準により交通規制を実施する。なお、積雪期には融雪型火山泥流、降灰後の降雨時には土石流が発生するおそれがあることから、合同会議（または協議会）が、観測した積雪量や土砂災害防止法第 29 条第１項に基づく緊急調査の結果を基に、被災する可能性がある範囲を避難対象エリアとして設定した場合、その中に含まれる道路区間を交通規制の対象とする。

町は、一般住民等の円滑な避難のため、警察と協力して避難誘導を行う。

警察は、町と協力して、広域避難路や接続道路を対象として、避難車両が円滑に通行できるよう交通整理等の必要な措置を行う。さらに町が警戒区域を設定した場合には、警戒区域への立ち入りを防止するため必要な交通規制を実施する。また、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため必要と認めた場合に、公安委員会が緊急交通路としての路線と区間を指定した際は、緊急交通路を許可車両以外が通行しないよう交通規制を行う。なお、緊急交通路の指定に当たっては、道路の使用に関する調整が必要となる。

道路管理者（国・県・町の道路管理者、中日本高速道路（株）及び県道路公社等）は、管理道路が火山現象や火山性地震等により被災、破損したときは通行止めなど必要な交通規制を行う。

交通規制の実施基準

実施時期	交通規制エリア	交通規制対応
噴火警戒 レベル３	第１次 避難対象エリア	・入山規制に係る登山口等への進入規制 ・登山口への接続路等の一部規制　等
噴火警戒 レベル４	第１次～第２次 避難対象エリア	・一般住民の避難開始に伴う道路交通規制の開始 ・警戒レベル５及び噴火に備えた交通規制の準備　等
噴火警戒 レベル５	第１次～第３次 避難対象エリア	・広域避難ルートへの一般車両の流入措置 ・渋滞の抑制措置　等
噴火後	第１次～第４次Ｂ 避難対象エリア	・避難誘導のための交通誘導 ・溶岩流の流下ラインを踏まえた交通規制　等

※融雪型火山泥流や降灰後土石流の発生するおそれがあるときは、その避難対象エリアを規制の対象とする。

⑵　道路使用に関する調整

緊急交通路では、一般車両の通行が禁止されることから、県は、公安委員会が緊急交通路として指定する対象路線をあらかじめ把握する。また、広域避難が円滑に実施できるよう、協議会において、あらかじめ関係機関と広域避難路の使用に関する調整を行うとともに、迂回路を検討しておく。また、噴火開始後、公安委員会が緊急交通路を指定する際には、合同会議において広域避難路の使用に関する調整を行う。

警察は、交通規制の実施に当たり、道路管理者と連携して隣接県の警察と交通規制の実施路線、区間、期間、迂回路、代替路線等を警察庁経由で調整する。

実施者	内　　容
県公安委員会 （警察）	ア　警戒区域への流入する交通の禁止が行われた場合、その周辺地域における交通の円滑を確保するため、必要な交通規制・誘導を行う。 イ　災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるときは、道路の区域又は区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限することができる。 この場合、災害対策基本法施行規則第５条に掲げる標示を設置する。 ウ　上記イの交通規制を実施したときは、県、市町、道路管理者、隣接県警察、報道機関等を通じて、その内容を広く周知させる。

２　高速道路の交通規制

一般住民等の円滑な避難のため、広域避難路となる高速自動車国道及びその他の自動車専用道路（以下、「高速道路等」という。）を対象として下表に示す実施基準により交通規制を行う。規制の対象となる高速道路等は、「東名高速道路、新東名高速道路、中央自動車道、東富士五湖道路」とする。

警察は、町が設定した警戒区域に高速道路等が含まれる場合は、警戒区域への進入を防止するため、必要な交通規制を行うとともに、一般住民を円滑に避難させるため交通誘導を行う。また、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、公安委員会が緊急交通路として高速道路等の路線と区間を指定した際は、

緊急交通路を許可車両以外が通行しないよう交通規制を行う。

中日本高速道路株式会社（以下、「NEXCO 中日本」という。）は、火山現象や火山性地震等により被災、破損した管理道路区間について、通行止めなどの必要な交通規制を行う。また、積雪期には融雪型火山泥流、降灰後の降雨時には土石流が発生するおそれがあることから、合同会議（または協議会）が、観測した積雪量や土砂災害防止法第 29 条第１項に基づく緊急調査の結果を基に、被災する可能性のある範囲を避難対象エリアとして設定した場合、その中に含まれる道路区間を交通規制の対象とする。

なお、高速道路等の交通規制を行う場合は、都市間交通（首都圏～中京・阪神圏等）の広域的な迂回路を確保する必要があることから、合同会議において、県、警察、NEXCO 中日本及び関係機関は、迂回路の検討を行う。

高速道路等における交通規制の実施基準

実施時期	規制対象	交通規制対応	実施者
噴火警戒レベル３以降	（必要に応じて）	・一般住民等の避難開始に伴う交通規制 ・広域避難者（車両）の交通誘導	警察
		・火山状況の把握及び高速道路利用者への周知 ・火山性地震等により施設に被害が生じた区間は状況に応じて交通規制	NEXCO 中日本
噴火後	避難勧告等が発令された地域を含む区間	・避難誘導のための交通規制 ・緊急交通路への一般車両の流入禁止措置	警察
		・被災した道路や二次災害のおそれのある道路の通行止め（溶岩流の流下ラインや降灰の影響を踏まえた交通規制を含む）	NEXCO 中日本

※融雪型火山泥流や降灰後土石流の発生するおそれがあるときは、その避難対象エリアを規制の対象とする。

３　鉄道の運行規制

火山現象による鉄道運行中の人的被害を防ぐため、鉄道事業者は、下表に示す実施基準又は事業者で定めた基準により、被害の及ぶおそれのある鉄道路線の運行規制の実施に努めるものとする。

富士山周辺では、鉄道路線は第３次避難対象エリアより外側に通っていることから、基本的に運行規制は噴火後に実施するが、火山の活動状況等により、鉄道事業者の判断で早い段階から規制を行うこともある。

積雪期には融雪型火山泥流、降灰後の降雨時には土石流が発生するおそれがあることから、合同会議（または協議会）は、観測した積雪量や土砂災害防止法第 29 条第１項に基づく緊急調査の結果を基に、被災する可能性がある範囲を避難対象エリアとして設定する場合がある。その中に鉄道区間が含まれる場合は、鉄道事業者に対し速やかに情報提供を行うとともに、それを受けた鉄道事業者は運行規制の対象について検討を行う。

鉄道事業者は、平常時において、広域避難計画に基づきあらかじめ運行規制の実施方法の検討を行い、噴火警戒レベル３に引き上げられたときは、火山活動の状況を把握し、運行規制等がある場合は、鉄道利用者に周知する。

また、避難勧告等が発令された地域に鉄道路線を有する場合は、状況に応じて当該区間の運行規制を検討するとともに、バス等による振替輸送等を検討し、鉄道運行規制等の状況を随時県に報告する。ただし、鉄道は避難手段として使用している可能性もあることから、合同会議（または協議会）は、会議において合意した火山活動の見通しや避難行動が必要となる時期や範囲等の情報を鉄道事業者に情報提供するとともに、鉄道事業者は情報の把握に努め、収集した情報に整合した運行規制を実施する。

溶岩流等の影響想定範囲に係る鉄道路線及び区間は次に示すとおりである。

- 東海旅客鉄道（株）：東海道新幹線、東海道本線、御殿場線、身延線
- 富士急行（株）：富士急行線
- 岳南電車（株）：岳南鉄道線

鉄道における運行規制の実施基準

実施時期	規制対象	鉄道事業者の対応
噴火警戒 レベル３以降	― （必要に応じて）	火山活動の状況の把握及び必要に応じた鉄道利用者への運行情報の周知 ※火山性地震等により施設に被害が生じた区間は、状況に応じて運行規制
避難勧告等 発令時	避難勧告等が発令された地域を含む区間	（状況に応じて）運行休止 ※降灰による視界の悪化及び線路の状態の悪化等が生じた区間も、状況に応じて運行規制

※融雪型火山泥流や降灰後土石流の発生するおそれがあるときは、その避難対象エリアを規制の対象とする場合がある。

第５節　避難者の輸送

県は、県バス協会等とあらかじめ災害時の避難者の輸送に関する協定等を締結し、避難実施の際には一括して派遣要請を行う。なお、資料の巻Ⅱ　１０－４－５「民間車両借上げ計画」（中部運輸局静岡運輸支局策定）に基づき、車両の派遣要請を行う。

町は、平常時において、輸送車両で避難する住民をあらかじめ把握するとともに、輸送車両の乗車場所や避難ルートを決定して一般住民等に対し周知する。

県は、噴火警戒レベル１（活火山であることに留意（情報収集体制））の段階において、県バス協会や県トラック協会等に火山活動の状況について情報を提供するとともに、避難者の輸送に備えて輸送車両の準備を要請する。

町は、避難の実施に当たり、県に対して輸送車両の派遣を要請し、県は、県バス協会等に対し、協定等に基づき輸送車両の派遣を要請する。町は、派遣された輸送事業者と協力して避難者の輸送を実施する。

第６節　広域避難路の除灰等

１　除灰等に係る対応

県及び他の道路管理者は、避難車両や緊急自動車の通行、資機材の輸送等を確保するため、作業の安全性を確保した上で、速やかに広域避難路等の除灰作業を実施する。

また、国土交通省及び県は、火山噴火に伴う流下物（融雪型火山泥流、降灰後土石流、溶岩流）に対しては、重要な施設への被害を軽減するため、事前対策としてリアルタイムハザードマップなどの予測に基づく導流堤や堆積工等の設置を行う。流下物に覆われた後は、可能ならば速やかに除去作業を実施するが、大量の流下物により道路が厚く覆われ除去作業に時間を要する場合や火山活動の状況等により除去作業が困難な場合は、合同会議（又は協議会）において迂回路を検討する。

⑴　基本的な考え方

道路管理者は、降灰等（障害物を含む）により広域避難路等の通行に支障が生じるおそれがある場合は除灰作業を実施する。なお、平常時においては、気象庁から発表される降灰予報等を参考にした除灰作業の体制や作業開始のタイミング等を検討しておく。

道路管理者は、大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、区間を指定し、緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対する移動の命令や運転者の不在時等に自ら車両を移動することが可能である（災害対策基本法第 76 条の６）。火山災害においても、車両移動に関する各項目について検討しておく。

⑵　除灰作業用資機材の確保

大量の降灰に備えて、県、町及び道路管理者は、平常時から除灰作業用資機材を保有している機関の把握や支援に関する協定締結等を検討し、噴火開始後は、国（国土交通省）や自衛隊、他の都道府県等への支援要請等を行い、除灰作業用資機材の速やかな確保に努める。

なお、除排雪資機材等（路面清掃車（ロードスイーパー）、ホイールローダー、除雪トラック、モーターグレーダー、散水車等）は、除灰作業用資機材として代用可能であることから、県内の除排雪資機材

等を把握するとともに、他の都道府県等からの支援についてもあらかじめ調整しておく。

⑶　道路除灰等作業計画の作成

道路管理者は、広域避難路等のうち自らが管理する道路の道路除灰等作業計画を以下に示す内容により、あらかじめ策定する。

降灰後は、道路管理者が除灰等の作業を実施するが、降灰の状況等により除灰作業用資機材の確保等が困難な場合には、合同会議において調整する。

道路除灰等作業計画の主な内容
・降灰状況の把握体制 ・堆積した灰の状況に応じた除灰方法の検討 ・調達可能な除灰作業用資機材の把握 ・優先除灰路線の設定 ・人員、資機材投入パターンの検討 ・資機材用の燃料確保 ・一時仮置き場の設定 ・輸送ルートの設定 ・最終処分方法、処分場所の決定

⑷　火山灰の処分

一般的に、火山灰は土砂として各施設の管理主体及び地方公共団体の判断により、土捨て場等で処分されるべきものである。平常時において、県及び町は火山灰仮置き場や火山灰処分場等の設置場所を選定し、国は火山灰の処分方法を検討する。また、降灰後は、収集した火山灰の量により、新たな最終処分場の設置や広域処分について検討する。

第７節　社会秩序維持活動

実施主体	内　　容
町	町長は、当該地域に富士山の火山活動に関する流言飛語をはじめ各種の混乱が発生し、又は発生するおそれがあるときは、同時通報用無線、有線放送、広報車等によるほか、自主防災組織と連携して、速やかに住民等のとるべき措置について呼びかけを実施するとともに、当該地域の社会秩序を維持するために必要と認めたときは、知事に対し応急措置又は広報の実施を要請する。
県	・知事は、富士山の火山活動に関する流言飛語をはじめ各種の混乱が発生し、又は発生するおそれがあるときは、市長と協力して、県民のとるべき措置について呼びかけを行うものとする。 ・知事は、生活物資の異常な価格の高騰、買占め、売り惜しみが発生した場合は、状況に応じ、「静岡県消費生活条例（平成11年条例第35号）」に基づき、特定物資を指定し、物資の円滑な供給を確保する。
御殿場警察署	御殿場警察署は、地域の平穏を害する不法事案を未然に防止するため、不穏情報の収集に努め、所要の警備力を集中して事態の収拾を図る。

第８節　被害拡大防止対策

噴火後の溶岩流、融雪型火山泥流、降灰後土石流及び降灰による災害拡大防止のため、火山現象等に応じて次の対策を実施する。

１　国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所、県、町

⑴ 築塁、築溝、放水活動などによる溶岩流の流下防止
⑵ 導流堤、遊砂地などの建設による土石流の流下防止
⑶ 河川の浚渫及び築堤による洪水氾濫の防止
⑷ 公共施設等に堆積した降灰等の除去
⑸ 既存砂防施設の除石

２　降灰があった地域の住民及び事業者

住宅及び事業所施設に堆積した降灰の除去

「災害時における資機材のレンタル供給に関する協定書」に基づき、除灰に必要な資機材を調達するとともに、「災害時等における応急対策業務に関する協定書」に基づき、建設業協会等に降灰除去業務を委託する。

第９節　継続災害対応計画

大量の降灰があった場合は、土石流危険渓流において土石流が反復・継続して発生する場合が考えられることから、降灰後土石流の影響想定範囲内における災害防止のために、次の対応を行うものとする。

実　施　主　体	内　　容
国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所	ア　土砂災害防止法における緊急調査の実施 イ　土砂災害緊急情報の市町への通知及び一般への周知（土石流の被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を随時提供） ウ　土石流対策の緊急工事
県	土石流対策の緊急工事
町	ア　警戒基準雨量の見直し イ　警戒避難体制の確立 ウ　降雨時の避難の実施

第４章　災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、「第３章　災害応急対策計画」に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して計画を図るものとする。

第１節　復旧

１　復旧対策

（１）産業活動の再開

町民生活や地域の社会経済活動等への影響を最小限に抑えるため、可能な限り迅速かつ円滑な産業活動の再建を図る。

（２）施設等の復旧

町有施設が被害を受けた場合は速やかに復旧する。施設の復旧に時間を要する場合は、代替施設・機能の確保など、必要な措置を講じる。

（３）安全性の確認

ア　応急対策が概ね完了したときは、関係部局及び関係機関と協力して、早急に安全性の確認を行う。

イ　安全性の確認がなされた場合は、報道機関へ情報提供するとともに、広報誌やインターネットなど各種広報媒体を活用して、広く町民等への周知を図る。

（４）風評被害の影響の軽減

必要に応じて、町長(本部長)等による安全宣言を行うほか、安全性をＰＲする広報を行うなど、風評被害の拡大防止に努める。

２　被災者等へのフォロー

（１）健康相談の実施

災害の発生により、市民が大きな被害を受けた場合は、生活環境の変化等から生じる市民の健康不安又は体調の変化を早期に発見するために、自主防災会等と協力して相談窓口を設置するとともに、医師、保健師等による巡回健康診断を実施する。

（２）心の健康相談の実施

災害による心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）、生活の激変による依存症等に対応するため、関係機関の協力を得て、心の健康に関する相談窓口を設置する。

３　対応の評価と対応マニュアルの見直し等

（１）対応の評価

当該災害への対応が収束した時点で、それまでの対応等の総括を行い、緊急連絡や応急対策の評価、反省点の抽出、改善策の検討を行う。

また、関係機関に対し、事後評価内容の情報提供、共有化を行い、対応のあり方の見直しを促進する。

（２）マニュアル等の見直し

関係法令等の改正、事後評価による改善等がなされた場合は、対応する各種マニュアルを速やかに見直し、関係機関に周知する。